

町への提案「私の考えるリフの未来」

～市制移行を目指し、皆さまからの政策提案を募集します～

令和3年3月に策定した新たな利府町総合計画に掲げる「将来的な単独市制移行」の実現に向け、町のさらなる発展を目指した取り組みを行っていくため、皆さまから斬新で魅力的な政策提案を募集します。

募集内容

利府町総合計画に掲げる「政策項目」に該当する提案とします。

政策項目

- ① 快適で暮らしやすい生活環境づくり
- ② 健康で支え合える地域福祉づくり
- ③ 子どもたちの笑顔があふれる環境づくり
- ④ 活力のある地域産業づくり
- ⑤ 安心・安全に暮らせる環境づくり
- ⑥ 豊かな心を育む生きがいづくり
- ⑦ 持続可能な協働のまちづくり

提案内容は次に該当するものとします。

- 市制移行に向けた独自性があるもの
- 町民サービス向上に関するもの
- 町の活性化に関するもの
- 経費の節減または収入の増加が期待されるもの
- その他町政運営の改善が期待されるもの

応募方法

町ホームページにある専用フォームへ入力または指定様式をダウンロードし、下記メールアドレスに送付してください。

※直接または郵送にて提出を希望の場合は、総合案内備え付けの指定用紙をご利用ください。

ご提案いただいた内容は、これからの市制移行に向けた町政運営の貴重な提案として参考に
するほか、検討状況については個人が特定できないようにしたうえで、その内容または要旨
を町ホームページで公開する場合があります。なお、原則としてお寄せいただいたご提案等
に対し、個別に回答を差し上げるものではありませんのでご了承ください。

※各事業に関する要望などは、直接担当部署お問い合わせください。



問 秘書政策課 秘書広報係 ☎767-2112 ✉ hisyo406@rifu-cho.com

新しい介護保険負担割合証を送付します

要介護・要支援等認定者の方がお持ちの介護保険負担割合証(桃色)の有効期限は7月31日までです。要介護・要支援等認定が8月以降も有効の方に対しては、手続き不要で更新し、新しい有効期限の負担割合証を7月中にお送りします。なお、前年中の所得の状況等により、更新時に負担割合が変更となる場合があります。

介護保険施設・ショートステイ利用時の 介護サービス費の自己負担が軽減されます

低所得(世帯全員が町民税非課税等)の方に対する、食費および居住(滞在)費の負担が軽減される「介護保険負担限度額認定制度」があり、認定を受けるためには申請が必要です。申請手続きなどの詳細は担当へお問い合わせください。

※令和6年8月から居住費の限度額が以下のとおりに変更となります。

一日あたりの自己負担額一覧表								
利用者 負担段階	対象となる収入状況 【※1】		預貯金等の資産要件 【※2】	居 住 費 (円)				食費(円) 【】はショート ステイ
				ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	従来型個室 特養等	老健 療養等	
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金の受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880	550	380	550	0 300 【300】
第2段階	市町村民税非課税 世帯全員が	前年合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880	550	480	550	430 390 【600】
第3段階 ①		前年合計所得金額 +年金収入額が80万円超、 120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370	1,370	880	1,370	430 650 【1,000】
第3段階 ②		前年合計所得金額 +年金収入額が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370	1,370	880	1,370	430 1,360 【1,300】

【※1】世帯…世帯を分離している配偶者を含む。年金収入額…遺族年金などの非課税年金を含みます。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず
「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」となります。

問 地域福祉課 介護福祉係 ☎767-2198

声の広報

視覚に障がいのある方に対し、声で広報紙の内容を聞くことができる「声の広報」を、CDにて無料で貸し出していますので、お気軽にお問い合わせください。 問 秘書政策課 秘書広報係 ☎767-2112

国民健康保険および後期高齢者被保険者証の更新について

現在お持ちの国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までです。

8月1日以降にご使用いただく被保険者証は、7月中に世帯主さま宛に世帯分を簡易書留郵便で送付しますので、8月から病院等を受診する際は更新後の被保険者証を提示してください。

なお、有効期限が7月31日までの被保険者証は、8月以降に国保年金係まで返却していただくか、個人情報に注意し、ご自身で破棄してください。

国民健康保険限度額適用認定証の更新時期です

現在交付している国民健康保険の限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証)の有効期限は7月31日までです。8月以降も認定証が必要な方は、窓口にて改めて申請が必要です。

なお、70歳から74歳までの方は、限度額区分によって認定証の交付を受けられない場合があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

※マイナ保険証で受診する場合、認定証は不要です。

※更新後の後期高齢者被保険者証を送付する際、引き続き交付対象となる方には認定証を同封しますので、申請不要です。

●申請受付開始日 7月22日(月)～

●申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
 - ・世帯主と認定証が必要な方の個人番号カード
 - ・窓口に来る方の本人確認ができる書類(免許証等)
- ※別世帯の方が申請する場合は、委任状も併せて必要です。

●申請窓口 町民課国保年金係

マイナ保険証への一体化について

現在の健康保険証や限度額認定証は、国の方針により12月2日から発行が停止されるため、マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用していただくこととなります。

マイナンバーカードの取得やマイナンバーカードと保険証の紐づけがまだの方は早めに手続きを行ってください。

マイナ保険証で受診する場合は、限度額認定証は不要です。(限度額認定証がなくても限度額を超える支払いが免除されます)

※12月2日以降にマイナ保険証を保有していない方は、「資格確認書」によって受診していただくこととなります。(12月2日までに町から郵送します)

国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付が始まります

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

これまで、保険料の納付が全額または一部免除になっていた方も、7月分以降の免除を希望するときは、改めて申請が必要です。

ただし、全額免除または納付猶予の承認を受けていた方で、申請の際に免除申請の継続を希望した方については、自動的に審査を行い、審査結果が本人宛に日本年金機構から通知されます。(失業などの特例認定により、承認を受けていた方は除きます)

また、保険料免除(納付猶予)申請は、前年の所得を基準として審査されますので、前年の所得を申告していない方は申告が必要です。(無収入の場合を含みます)

【保険料免除制度】

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除されます。

【保険料納付猶予制度】

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

●申請受付開始日

7月1日(月)

●申請に必要な書類

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※失業を理由とするときは、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」の写しをご提出ください。

※郵送で申請される方は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

●申請先

申請書は必要な添付書類とともに、町民課国保年金係または年金事務所へ郵送してください。

※申請書は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen.html>



税金や保険料をなぜ納めるの？ ～改めて考えてみましょう～



◆なぜ「税金」が必要なの？

国や県、町では、皆さまが健康で文化的な生活を送るために、個人ではできない様々な「公共サービス」や「公共施設」を提供しています。このような公共サービス等を提供するためには、多くの費用が必要になります。その費用を皆さまに公平に負担していただいているものが「税金」です。

国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険についても、加入者が病気やケガ、介護が必要になったときに安心して医療・介護サービスを受けられるように、加入者の皆さまで保険税(料)を負担し合うものです。

◆「納税(税金を納めること)」は国民の三大義務の一つです

国民の三大義務という言葉を学校の授業などで耳にされたことがあるかと思います。「納税」は「教育」、「勤労」と並んで国民の果たすべき三大義務の一つとして、日本国憲法に定められています。



◆納期限までに納付しましょう

皆さまに納付いただいた税金や保険料は、行政等のサービス提供に充てられる貴重な財源となりますので、皆さまが安心して豊かな社会生活を送ることができるよう、税金や保険料は期限内の納付にご協力をお願いします。

問 税務課 町民税係 ☎767-2117
資産税係 ☎767-2329
収納整理係 ☎767-2172

令和7年度採用 利府町職員採用試験のご案内

●試験区分、職種、採用予定人員および受験資格等

区 分	職 種	人 数	受 験 資 格
初 級	行 政	3人程度	平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業程度の学力を有する方
	土 木	1人程度	平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、高等学校等で土木に関連のある課程・学科を専攻して卒業した方

○試 験 日 9月22日(日)
○会 場 役場 会議室
○受付期間 7月1日(月)～8月5日(月)
○受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

○申込用紙・試験案内等の配布
7月1日(月)から、総合案内または総務課人事係で配布します。
詳しくは町ホームページをご確認ください。

問 総務課 人事係 ☎767-2192

広告枠

地域の社会活動を道路工事で支える



株式会社 菅 原 産 業

〒981-0111 利府町加瀬字十三本塚3-24
Tel:022-356-2421 Fax:022-356-4034
Email:sugawara-sangyo@almond.ocn.ne.jp
アスファルト舗装工事・土木工事お気軽にご相談ください

共通テスト「情報Ⅰ」対策講座



ソースエイトITプラザ
利府町菅谷台 3-25-4 ☎ 022-349-0008

